

高齢者

交通安全情報



令和4年第6号
警視庁交通部

こんな事故を起こす前に...
運転に不安を感じたら...



運転免許の自主返納を 考えてみませんか？

免許返納して、特典を受けよう！

都内居住で、運転免許を自主返納した日から5年以内の方や運転免許の有効期間が過ぎてから5年以内の方は、「運転経歴証明書※」が申請できます。その「運転経歴証明書」の提示により、高齢者運転免許自主返納サポート協議会の加盟店で、様々な特典を受けることができます。

※「運転経歴証明書」は、身分証明書として一部対応していない機関もあります。



運転経歴証明書



金融機関の
金利優遇



自転車購入時
の割引



個人タクシーや
一部法人タクシー
の料金割引



メガネ・補聴器
の割引



美術館などの
入館料割引

- 原則65歳以上の方が対象です。
- 特典は、予告なく変更又は中止する場合がありますので、特典を受けられる場合は、各店舗、事業所等に事前にお問合せください。

詳しくは「警視庁 自主返納」で検索してください。



「運転免許の一部取消し」をご存知ですか？

運転免許の自主返納には、**運転免許の一部取消し**という選択肢があります。例えば、「自動車の運転には不安があり卒業したいが、原付は運転したい。」といった場合、**運転免許の一部取消し**を申請すれば、原付のみ運転することができます。

※運転免許の一部取消しでは、運転経歴証明書が申請できないため、高齢者運転免許自主返納サポート協議会の特典が受けられません。

詳しくは、お近くの警察署にお問合せください。



個々の事情やニーズ
に応じた自主返納が
できます！